

議案第 89 号

飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について

飛騨市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市宮川町デイサービスセンターと飛騨市河合町デイサービスセンターの統合に伴う改正

飛驒市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例

飛驒市河合町福祉センター条例（平成16年飛驒市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第4条中「河合町」を「宮川・河合」に改める。

第6条第1項中「第2項」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飛騨市河合町福祉センター条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第3条 略 (施設) 第4条 センターに飛騨市河合町____デイサービスセンターを置く。 第5条 略 (使用の申請及び許可) 第6条 前条第2項の規定によりセンターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 略 以下 略	第1条～第3条 略 (施設) 第4条 センターに飛騨市宮川・河合デイサービスセンターを置く。 第5条 略 (使用の申請及び許可) 第6条 前条____の規定によりセンターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 略 以下 略

条例関係議案要旨

議 案 名	飛驒市河合町福祉センター条例の一部を改正する条例について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	飛驒市宮川町デイサービスセンターと飛驒市河合町デイサービスセンターの統合に伴う改正
制 定 改 廃 の 根 拠 等	市独自の改正
条 例 の 概 要	【改正の趣旨】 飛驒市デイサービスセンター条例の改正に伴い飛驒市河合町福祉センター内にある飛驒市河合町デイサービスセンターが「飛驒市宮川・河合デイサービスセンター」と名称を改めることによる改正。 (第4条関係)
市 民 へ の 影 響 等	利用者へは説明を行い、今後の方針について理解を得られている。
施 行 日	令和7年4月1日
備 考	